

鉱物の責任あるサプライチェーンに向けた グローバル・スタンダード

天然鉱物資源を扱う貿易や投資は、収益を生み出し、成長と繁栄を遂げ、生計を支え、地域の発展を促す力を潜在的に有している。しかしこれらの資源の多くは紛争地域および高リスク地域で採掘されており、その資源がテロ資金供与や人権侵害を含む武力紛争に直接的または間接的に加担し、経済的・社会的発展を妨げる可能性がある。

「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイドランス」では、企業が鉱物のサプライチェーン全体を通じてリスクを特定し、適切に対処する方法を明確化している。鉱物サプライチェーンには採掘業者、地元輸出業者、鉱物加工業者から、鉱物を用いた製品の製造業者やブランド企業まで含まれる。

このガイドランスは、企業が人権を尊重し、武力紛争下で適用される国際人道法の規則を遵守し、紛争への加担を回避し、透明性の高い鉱物サプライチェーンを構築して鉱物セクターにおける企業の関与を持続可能なものにするよう支援することを目的とする。そして最終的には、紛争後の脆弱な国家において、民間セクターの責任ある関与を促進することを目標としている。

このガイドランスは、すべての鉱物および世界全域に適用される。鉱物を調達したり、使用したりして事業活動を行う企業は、そのサプライチェーンがクリーンで透明性があるよう努めることが求められる。不法に搾取される鉱物には、金や、電子機器に使用される、すず（ラップトップに使用）、タンタル（携帯電話、光ファイバー）、タングステン（電球）などが含まれる。

事実上の国際基準

2011年5月に採択されて以降、このガイドランスは、鉱物サプライチェーンの透明性と廉潔性について国際社会や消費者の期待に応えようとする企業にとって、先導的な業界基準となった。

このガイドランスは、OECD加盟国および非加盟国（アフリカ大湖地域国際会議参加国（ICGLR）を含む）、業界、市民社会、コンゴ民主共和国に関する国連専門家会議により作成されたものである。ガイドランスには資金洗浄やテロ資金供与に対抗するための基準を設置し、対抗措置の効果的な実施を促進している金融活動作業部会（FATF）が作成した勧告を取り入れている。現在、このガイドランスは米国で拘束力のある規則の中で参照、使用されており、責任ある鉱物サプライチェーンに関するEU規則の草案の基礎となっている。また、アフリカ諸国でも法的な枠組みの一部になっており、特にコンゴ民主共和国、ブルンジ共和国、ルワンダ共和国で使用されている。

5 段階の 枠組み

1

強固な企業管理
システムの構築



2

サプライチェーンに
おけるリスクの
特定と評価



3

特定されたリスク
に対処するための
戦略の構築と実施



4

独立した第三者
によるサプライ
チェーンのデュー・
ディリジェンス
の監査の実施



5

サプライチェーン
のデュー・
ディリジェンス
に関する年次報告



OECDは、中国五鉱化工業輸出入商会（CCCCMC）および中華人民共和国商務部と協力し、中国版の責任ある鉱業サプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイドラインを作成し、OECDのガイダンスに則した責任ある鉱物の調達と、デュー・ディリジェンスを実施できるよう支援した。これにより中国のみならず、鉱物取引を行う他の主要な国々でもOECDのガイダンスが取り入れられることを促す。

OECDガイダンスと 零細採掘セクター

このガイダンスの実施プログラムでは、国際基準が非公式のセクターに属する労働者をこれ以上軽んじることのないようにすることも重点の一つとする。OECDガイダンスには「零細・小規模採掘業者のために経済および開発の機会を創出するための措置の提案」が附属されており、すべてのステークホルダーが零細採掘業界の合法化および正式化プログラムに関与できるよう求めている。

その目的は以下の2つである。

- ・ 鉱山から市場まで、安全で透明性が高く、検証可能なサプライチェーンを構築し、合法的な零細・小規模採掘のためのデュー・ディリジェンスを可能にする。

- ・ 合法的に活動する零細採掘業者が、紛争地域および高リスク地域での現行の取引から、確実に利益を得ることができるようにし、その発展を支援することで、現地の状況の全般的な改善に貢献する。

2010年以降、コンゴ民主共和国およびコートジボワール共和国に関連して採掘された7つの国連安全保障理事会決議の中で、不法な武装組織への資金提供を防ぐため、OECDガイダンスに基づく鉱物サプライチェーンのデュー・ディリジェンスが求められた。このため、このガイダンスは天然資源関連の制裁実施を行う際の助けとなり、紛争への資金提供を防ぐ重要なツールとして世界的に認められている。

世界的に広がる業界の ガイダンス採用

このガイダンスの勧告は業界で広く実施されており、ガイダンスが奨励するデュー・ディリジェンス5段階の枠組みすべてが運用可能になるよう、業界団体のプログラムが設計されてきた。

業界イニシアチブによる試算では、一部は地理的な範囲に制約があるものの、このガイダンスを実施するために設計された業界の監査プログラムが、毎年生産される精製される金全体のおよそ90%、精錬タンタルの95%、精錬すずの75～85%に対して実施されている。

ガイダンスの普及

OECDは、支援国および実施国政府機関、民間セクター、市民社会ならびに専門家やステークホルダーからの代表者らとともに、ガイダンスの実施プログラムを進めている。

業界は、日々の事業活動においてガイダンスを実施する上で先導的な役割を担う一方で、政府や国際機関は、規制環境や法と安全に関する制度を整える環境整備の点で重要な役割を果たしている。

地域の、ならびに国際的な市民社会の一員もまた、資源の採掘および取引の状況や企業活動を監視し、リスクについて情報を発信し、地域住民の能力を向上し、意識を啓発するという点で、非常に重要な役割を果たしている。

すべてのステークホルダーによる普及活動には、意識啓発と訓練、簡単に使用できるガイドや教材の開発、民間セクターに見られる画期的なベスト・プラクティス事例の紹介などが含まれると同時に、ガイダンス実施のためのツールや方法論の普及も行っている。

実施プログラムの一環として、OECD・ICGLR・国連によるマルチ・ステークホルダーのフォーラムが、生産者、加工業者、消費者をつなぐパートナーシップの構築を促進し、主催国政府や実施パートナーと協力して行われている、責任ある方法で調達された鉱物に関する「鉱山から市場まで」プロジェクトの報告を行なっている。このフォーラムは毎年5月にフランス・パリのOECDで開催されている。

OECD多国籍企業行動指針

OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスは、「OECD多国籍企業行動指針」の原則に基づき、それに即して作成されている。この指針は、政府の支持を受けた、今日、最も包括的な責任ある企業行動に関する一連の勧告である。この指針を遵守する諸政府は、多国籍企業が持続可能な発展に積極的に貢献することを奨励し、それらの事業により発生し得る問題を最小化することを目指している。

mneguidelines.oecd.org/mining.htm

お問い合わせは下記までお寄せください。

Centre for Responsible Business Conduct, OECD Directorate for Financial and Enterprise Affairs | rbc@oecd.org

